

京都市告示第253号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から廃止及び辞退の届出がありました。

平成16年7月30日

京都市長 榎本頼兼

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
(医)山隆会七条クリニック	下京区七条通烏丸東入真苧屋町195福井ビル3階	平成16年6月1日
小山耳鼻咽喉科医院	右京区鳴滝中道町17の2	平成16年6月1日
(医)高田耳鼻咽喉科医院	右京区梅津南上田町1番地	平成16年6月1日
堺医院	山科区四ノ宮泓町3の4	平成16年5月31日

施術者廃止

名 称	所 在 地	施術者	廃止年月日
ひまわり整骨院	山科区栂辻草海道町7	田房 栄作	平成16年4月30日
いざわ鍼灸整骨院	伏見区深草直違橋4丁目367 藤ノ森ハイツ103号	金丸 聖子	平成16年5月31日
かわむら整骨院	伏見区墨染町686-1	平澤 良和	平成16年5月31日

医療機関辞退

名 称	所 在 地	辞退年月日
(医)愛歯会 丸岡歯科医院	下京区河原町通松原上ル2丁目富永町358ライオンズマンション京都河原町1階	平成16年6月30日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)